

食品ロス削減推進会議運営規則

令和元年 11 月 25 日
食品ロス削減推進会議

(会議の運営)

第 1 条 食品ロス削減推進会議（以下「会議」という。）の議事の手続その他会議の運営に関しては、法令に定めるもののほか、この運営規則の規定するところによる。

(開催)

第 2 条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議を招集しようとするときは、会議の日時、場所及び審議事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(委員の欠席)

第 3 条 会議を欠席する委員は、代理人を会議に出席させ、又は他の委員に議決権の行使を委任することはできない。ただし、国務大臣である委員が欠席する場合は、会長の了解を得て、代理人を出席させることができる。この場合にあつては、その者に議決権を行使させることはできない。

2 会議を欠席する委員は、会長を通じて、当該会議に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(会議への出席)

第 4 条 会長は、適当と認める者に対して、会議への出席を求め、その説明又は意見の表明を求めることができる。

(会議の公開)

第 5 条 会議は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

(議事)

第6条 会議は、会長が出席し、かつ、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することはできない。

2 議事を決するに当たり、会長は出席委員全員の同意を得るよう努めなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、全員の同意が得られない場合には、会長が会議の議論を踏まえた上で、議事を決する。

(議事要旨)

第7条 会議の終了後、速やかに、当該会議の議事要旨を作成し、これを公表する。

(議事録)

第8条 会長は、会議の終了後、当該会議の議事録を作成し、委員に諮った上で、これを公表する。

2 会長は、公表することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公表とすることができる。

3 前項の規定により、議事録の全部又は一部を非公表とする場合には、会長は、非公表とした部分について議事要旨を作成し、これを公表するものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、会長が定める。